

コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本方針は、AOI TYO Holdings 株式会社のコーポレート・ガバナンスに関する体制や取組み方針を明確にすることを目的として定める。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、株主利益の増大を図るとともに従業員・顧客・取引先・社会等に満足される共益的利益を維持・向上することが重要であり、そのために、迅速で透明性の高い事業運営を行っていくことが必要であると考え、「スローガン」「ミッション」「ビジョン」を定め、当社グループの使命、あるべき姿、価値観を掲げ、当社グループ内での意識の浸透を図り、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

<スローガン>

未来を、感動を、人を、プロデュース。

「未来を」は成長領域へのチャレンジ、

「感動を」は強みの一層の深掘り、

「人を」は資産である人が成長する場、

これらをグループ社員一丸となりプロデュースし、企業成長を目指します。

※プロデュースとは「モノ、コト、価値を生み出すこと」を指します。

<ミッション>

新しい「心動かす」で、新しい価値創出をしつづける。

<ビジョン>

メディアを枠として捉える時代は過ぎ、

企業と生活者をつなぐチャンネルはどんどん多様化しています。

そこに乗せるコンテンツのあり様も変わっていきます。

映像は視聴から体験へシフトするでしょう。

会話は言語からノンバーバルへ加速するでしょう。

しかし、どんなコミュニケーションにも欠かせないのは、

心動かす何か。

私たちは最新のテクノロジー、マーケティング手法、データ解析、

これまで培ってきたコンテンツ制作の知見で
企業と生活者のコミュニケーションに変革をもたらします。

そうして来たるべき時代においても、
感動創出企業として成長していきます。

第2章 ステークホルダーとの関係

第1節 株主との関係

(株主総会)

第3条 当社の最高意思決定機関である株主総会において、株主の十分な検討期間を確保し、次の各号に定める適正な権利行使ができる環境を整備する。

- (1) 株主総会を、集中日と予想される日を避けて開催する。
- (2) 招集通知においては、写真・図解などを用いて平易かつ具体的な説明に努める。
- (3) 招集通知の早期発送に努め、発送前にその内容を TDnet、議決権電子行使プラットフォーム及び当社ホームページにおいて公表する。
- (4) 投資家の議決権行使が行いやすいよう、インターネットによる議決権行使の導入及び議決権電子行使プラットフォームへの参加を行う。
- (5) 海外投資家の株式保有比率を踏まえ、招集通知の英訳を作成する。
- (6) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、名義株主に代わって株主総会に出席し議決権の行使などをあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議を行う。

(株主の権利の確保)

第4条 株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、円滑な議決権行使ができる環境の整備に努める。なお、株主総会において行使された議決権の20%以上の反対票が投じられた議案については、取締役会にてその理由を分析し、適切な方法で直接、間接的に株主との対話等を行う。

(株主との建設的な対話)

第5条 株主との建設的な対話を目的とし、次の各号に定める環境を整備する。

- (1) 株主との対話を統括する責任者は取締役とし、担当を財務・経理部とする。充実したIR活動のため株主構成の把握に努め、年間の株主対話促進の体制・整備の検討を行う。
- (2) 株主との対話を補助する部門間(財務・経理部、経営企画部)での情報共有を確実にするなど有機的な連携を確保する。
- (3) 代表取締役、取締役及び財務・経理部による個人・法人向け各種説明会、国内の機関投資家訪問を実施する。またその資料を当社ホームページに開示するなど当社ホームページの充実を図る。
- (4) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対して、合理的な範囲で前向きに対応する。また、その面談の目的により必要に応じて取締役または財務・経理部がこれに対応することを基本とする。

- (5) 株主との対話の結果は、随時、取締役会及び経営会議に報告する。
- (6) 株主との対話に際しては、決算時期などに十分注意し、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

(資本政策の基本的な方針)

- 第 6 条 中期的な経営戦略・経営計画を策定し、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標、その実現に向けた経営資源の配分等について提示する。
2. 経営基盤と財務体質の強化を図るとともに、株主へ積極的かつ継続的に利益還元を行う。内部留保金については、当社グループの企業体質の強化や先行的投資など将来の事業展開に役立てる。
 3. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策を行う場合は、取締役会・監査等委員会はその検討過程や実施の目的等を十分吟味した上で、その情報を適時開示し、株主総会や決算説明会などでの説明が必要と認められる場合は、適宜その内容を説明する。

(政策保有株式に関する方針)

- 第 7 条 持続的な企業価値向上のため、取引の維持・強化や業務提携など保有目的の適切性及び中長期的な経済的合理性を検証して上場株式を保有しているが、検証の結果、保有の必要性が認められない株式は売却を行い、縮減を図ることとする。
2. 前号の保有目的の適切性及び経済的合理性については、毎年取締役会において個別銘柄毎に検証する。
 3. 保有株式の議決権行使は、その議案が当社の保有目的に適合するか、及び、発行会社の中長期的な企業価値向上に資するものかなどを総合的に判断して決定する。当社グループの企業価値及び株主価値を毀損するような議案については、肯定的な議決権行使を行わない。
 4. 政策保有株主から当社株式売却の申し出があった場合は、売却を妨げず政策保有株主の意向に沿うこととする。
 5. 政策保有株主との間で取引を行う際は、一般の取引先同様、取引の合理性について十分に検証を行う。

(買収防衛策)

- 第 8 条 持続的な企業価値の向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けない。
2. 当社株式が公開買い付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社グループの企業価値向上のためにどのような施策を想定しているかの説明を求めるとともに、当社グループとしての施策を改めて説明するなど、当社取締役会の考え方を速やかに株主へ表明する。

(関連当事者間の取引)

- 第 9 条 当社と当社役員(その近親者、当社役員またはその近親者が実質的に支配する法人を含む)との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとする。
2. 当社が当社役員(その近親者、当社役員またはその近親者が実質的に支配する法人を含む)あるいは主要株主と取引を行う場合、取引条件は一般の第三者との取引条件と同等よりも有利になることはないように決定する。

第 2 節 その他のステークホルダーとの関係

(従業員との関係)

第 10 条 当社は「スローガン」「ミッション」「ビジョン」を定め、イントラネットなどで公開するなど、従業員への意識の浸透を図り、その実践度について定期的に経営会議で議論を行い、改善に取り組む。

2. 女性の活躍促進に向け、働き方や処遇面で女性が不当な扱いを受けないよう、育児休業や短時間勤務の制度を整えるとともに、それらの制度が利用しやすい環境づくりなど、職場環境の整備に取り組む。
3. 内部通報制度として次の各号のとおり整備する。
 - (1) 法令や社内規程に違反する行為、またはその恐れのある行為について通報を受付け、代表取締役が責任者となり通報を適切に検証する。
 - (2) 内部通報制度の窓口は内部監査室長及び常勤監査等委員とする。
 - (3) 内部通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 内部通報制度の運用状況を年1回以上もしくは随時、取締役会に報告する。

(顧客及び取引先との関係)

第 11 条 「スローガン」「ミッション」「ビジョン」を体現し実現することにより、顧客及び取引先との積極的な協働による更なる付加価値の創造を目指す。

(社会との関係)

第 12 条 当社グループは、映像の企画制作などの事業を通じた社会貢献、教育・子育て・芸術・文化・地域社会などの分野における活動への協賛、地球環境上の課題解決に資する活動への参画などに、積極的に取り組み、その方針は「CSR 活動基本方針」に定め、活動記録とともに当社ホームページに開示する。

第 3 章 情報開示

(情報開示の基準)

第 13 条 公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、積極的に情報開示を行うこととし、法令に基づく開示以外の財務及び業務に関する情報についても、当社ホームページなどを通じて適時適切に開示する。また、中期経営計画については、策定する都度、有価証券報告書での概要説明及び当社ホームページへの掲載等により開示する。

2. 取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要な各種情報(とりわけ非財務情報)の表現方法について、簡易化及びビジュアル化を推進し、情報をよりわかりやすく伝達するように努める。
3. 海外投資家などに向けて財務情報など当社ホームページの一部を英訳して開示する。
4. 取締役の選任及び解任理由については、招集通知にて開示する。
5. 取締役の他社での重要な兼任状況は、招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じ、毎年開示する。

第 4 章 コーポレート・ガバナンスの体制

第 1 節 機関設計

(機関設計)

第 14 条 会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択する。また、取締役(監査等委員である取

締役を除く)の指名と報酬等について公正で透明性の高い手続きを経るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。さらに、独立社外取締役の比率を取締役会の3分の1以上とし、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備する。

第2節 取締役会

(取締役会の役割・責務)

第15条 取締役会は株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、企業価値の持続的向上を導くために、次の各号のとおり役割・責務を適切に果たすこととする。

- (1) 取締役会は、概ね月1回開催し、法令や定款・取締役会規則に則り付議された議案について審議・決定を行い、報告事項について報告を受け、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。
- (2) 業務執行取締役の業務執行監視を行う。業務執行取締役は、3ヶ月に一度、業務の執行状況を取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は、経営企画部より内部統制、コンプライアンス管理及びリスクテイクの可否分析について必要に応じてサポートを得て、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する。
- (4) 業務執行上の重要事項については、法令で定められた範囲内で代表取締役に委任し、経営会議の審議を経て代表取締役が決定し、取締役会に報告する。
- (5) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補の選定の際は、候補者の「スローガン」「ミッション」「ビジョン」の実践度やグループ事業への貢献度や経験を踏まえ、知見の網羅性や多様性に配慮の上、代表取締役が推薦し、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決議する。またその際、次期経営トップに求められる人物像の議論を行い、代表取締役候補を指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決議する。
- (6) 監査等委員である取締役候補の選定の際は、持続的な企業価値向上に向け企業の健全性を確保するために、法律、財務会計、経営等の専門的知見や経験・能力を有する候補者を代表取締役が推薦し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決議する。
- (7) 社外取締役は、前2号の選定時に、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な候補者を代表取締役が推薦する。
- (8) 取締役会は取締役の業務に関して、四半期ごとの決算承認プロセス等を通じ、社外取締役の意見も踏まえた適切な業績評価を行うとともに、取締役がその機能を発揮していないと認められる場合は、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の意見を踏まえて解任提案を取締役会で決議し、株主総会に付議する。
- (9) 取締役会は、当社役員や主要株主等の関連当事者と会社間に生じ得る利益相反の適切な管理に努め、利益相反の疑義が認められる場合には、取締役会で審議を行い、取引の解除や定期的な報告義務を課すなどの判断を行う。

(取締役会の構成)

第 16 条 当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10 名以内、監査等委員である取締役 4 名以内で構成し、独立社外取締役の比率を 3 分の 1 以上とすることで、業務執行取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。

（取締役会議長）

第 17 条 取締役会議長は、自由闊達かつ建設的な問題提起・質問・意見・提案等を促すなど適切な審議が行われるよう努め、取締役会を効果的かつ効率的に運営する。

（取締役会の実効性評価）

第 18 条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

2. 取締役会評価にあたっては、監査等委員会による代表取締役へのインタビュー及び、取締役に対するアンケートを実施する。

第 3 節 内部統制

（内部統制）

第 19 条 取締役会は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、コンプライアンス、リスクマネジメント及び財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、その運用状況を監督する。

第 4 節 監査等委員会

（監査等委員会の役割・責務・構成）

第 20 条 監査等委員会は株主に対する受託者責任を認識し企業価値の持続的向上に向けて企業の健全性を確保するため、次の各号のとおり役割・責務を適切に果たすこととする。

- (1) 監査等委員会は、選定監査等委員を通じて法令に基づく調査権限を積極的に行使し、内部統制システムの整備、運用の状況の監査等を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に基づき適正に遂行されているかを監査するとともに、かかる監査等の実効性を確保するための体制整備に努める。
- (2) 取締役会の前に監査等委員会を開催し、取締役会の審議事項その他について十分な検討・議論の機会を設ける。
- (3) 監査等委員会は、監査・監督の遂行のため、直接、内部監査室に指示・命令し、また会計監査人と連携して情報を収集する。
- (4) 監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定する。
- (5) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任もしくは解任または辞任についての意見を決定する。
- (6) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等についての意見を決定する。
- (7) 当社の監査等委員会は、4 名以内とし、法令の定めにより監査等委員である社外取締役を過半数とすることで、適切な判断を行うに足る独立性・客観性を備える。また、監査等委員会は常勤の監査等委員を選定することができる。

(会計監査人及び内部監査部門との関係)

第 21 条 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、監査等の質の向上と効率的な監査等ができる体制を確保する。

2. 監査等委員会は、会計監査人の選任等の方針を定め、独立性と専門性、及び会計監査における厳格性と効率性等を確認する。

第 5 節 指名・報酬委員会

(指名・報酬委員会)

第 22 条 取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。

2. 指名・報酬委員会は、独立社外取締役及び代表取締役で構成し、独立社外取締役を過半数とすることで、独立性・客観性を確保する。また、委員長は独立社外取締役とする。
3. 指名・報酬委員会は取締役(監査等委員である取締役を除き、株式会社 AOI Pro.、株式会社 TYO、株式会社 xpd 及び株式会社 TREE Digital Studio の取締役を含む)の選任・解任及び報酬に関する事項について取締役会の諮問を受け、審議を行い、取締役会に答申する。

第 6 節 会計監査人

(会計監査人の役割・責務)

第 23 条 会計監査人は、財務報告の信頼性確保及び最良のコーポレート・ガバナンス実現のために重要な役割を負う。

- (1) 会計監査人は独立性を確保する。
- (2) 会計監査人は監査等委員会と連携し、監査の質の向上と効率的な監査ができる体制を確保する。

第 7 節 取締役

(取締役の報酬)

第 24 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の総額は、株主総会の決議により定め、各取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬額は、業績、経営能力、功績、勤続などに基づき、代表取締役が報酬案を作成し、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の意見を踏まえて決定する。

2. 監査等委員である取締役の報酬の総額は、株主総会の決議により定め、各監査等委員である取締役に対する報酬額は、監査等委員会の協議により決定する。
3. 業務執行取締役の報酬は、業績と連動させるため、基本報酬と、中長期的な業績連動の仕組みを備える業績連動型株式報酬とで構成する。

(取締役(監査等委員である取締役を除く))

第 25 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値向上に向けその責務に当たる。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)は「スローガン」「ミッション」「ビジョン」を実現するため、取締役として必要な見識の習得、研鑽に努める。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、その役割・職務遂行に必要な情報を能動的に求める。

(監査等委員である取締役)

第 26 条 監査等委員である取締役は株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値向上に向け企業の健全性を確保するためその責務に当たる。

2. 常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び積極的な情報収集に努める。
3. 常勤監査等委員は、その職務の執行にあたり知り得た情報を、他の監査等委員である取締役と共有する。

(社外取締役)

第 27 条 社外取締役は、その独立性に基づき、経営方針や経営改善についての助言、経営の監督、取締役・主要株主等との間の利益相反の監督等の機能を果たす。

2. 社外取締役は、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見を取締役会に反映する。
3. 社外取締役は、内部監査部門との連携を行う。
4. 社外取締役は、必要に応じて当社に対して情報提供を求める。
5. 社外取締役は、その独立性に基づき、代表取締役及び取締役会に対し適切に意見を述べる。

(独立性要件)

第 28 条 東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、独立社外取締役を選任する。

(支援体制)

第 29 条 経営企画部は、社外取締役に対して、その役割・職務遂行に必要な情報の提供や社内の連絡・調整に当たる等の支援を行う。

2. 取締役会での建設的な議論を図るべく、審議事項に関する資料を事前配布するほか、十分な審議時間を確保する。また、取締役会の年間スケジュールを前年度末までに作成する。
3. 取締役は、その役割・職務遂行に必要と認められる場合、当社の費用において、弁護士やコンサルタント等外部の専門家の助言を得ることができる。

(トレーニング方針)

第 30 条 取締役がその役割・責務を果たすために必要な説明やトレーニングを行う。

- (1) 取締役については、事業・財務・税務・組織等に関する幅広い知識を有しているものから選任するが、就任に際し、必要に応じて、外部のセミナーなどを受講する。また、就任後も必要に応じて、外部団体などから講師を招いた各種研修やインターネットを利用した学習やトレーニングを継続的に実施する。
- (2) 取締役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する講義や研修を受ける機会を設けるなど、取締役に求められる役割と責務についての十分な理解を促し、社外取締役に対しては、当社グループの事業内容や経営計画について説明する機会を設ける。

第 5 章 雑則

(改廃)

第 31 条 この基本方針の改廃は取締役会の決議による。

(附則)

2019年7月11日改訂の第5条の変更は、2019年7月1日に遡って効力を生じるものとする。

平成29年1月4日制定
平成30年3月28日改訂
平成30年3月28日施行
平成30年12月12日改訂
平成30年12月12日施行
2019年7月11日改訂
2019年7月1日施行
2020年12月14日改訂
2021年1月4日施行